

障害者虐待防止についての勉強会

1. 趣 旨

施設や家庭等で続発する障害者に対する虐待防止の在り方及び防止のための適切な支援の在り方を検討するため、障害保健福祉部長の主催する、各方面の有識者や行政担当者による勉強会を開催し、施策の方向性を検討する。

2. 参加メンバー

障害に関する有識者
(別紙参照)

行政担当者

厚生労働省 障害保健福祉部 企画課、
障害福祉課、
精神保健福祉課

3. 開催状況

第1回「障害者虐待防止についての勉強会」

日 時：平成17年2月18日(金) 18:00～20:00
場 所：厚生労働省社会・援護局第2会議室(4階)

第2回「障害者虐待防止についての勉強会」

日 時：平成17年3月11日(金) 18:00～20:00
場 所：厚生労働省社会・援護局第2会議室(4階)

第3回「障害者虐待防止についての勉強会」

日 時：平成17年3月23日(水) 18:00～20:00
場 所：厚生労働省社会・援護局第2会議室(4階)

4. 今後の予定

- 4月以降、勉強会を継続的に実施。第4回は4月27日(水)の予定。
- ・勉強会の意見を踏まえ、更に虐待防止方策について検討
 - ・虐待防止の掲示物、職員・行政用虐待防止マニュアルの検討等

(別紙)

虐待防止についての勉強会メンバー

藤沢敏孝	知的障害者施設エルシーヌ藤が丘施設長
中野敏子	明治学院大学社会福祉学科教授
松友 了	全日本手をつなぐ育成会常務理事
佐藤彰一	弁護士・法政大学法学部教授
野沢和弘	毎日新聞社社会部副部長・全日本手をつなぐ育成会権利擁護 委員会委員長

障害者虐待防止についての勉強会の意見の概要（案）

I. 障害者虐待の現状

1. 施設における虐待の共通点（知的障害施設の場合）

- ・虐待そのものが利用者本人にも理解されず、親が施設への配慮から虐待する側を守る場合がある。
- ・職員に体罰という認識がなく、指導・しつけと考えている。また、職員側に利用者への支援のスキルがない場合が多い。
- ・利用者が言わない、言えない。あるいは、利用者が言っているのに声が届かないと、体罰が繰り返され、さらにエスカレートする場合もある。

2. 虐待防止について

- ・職員に支援スキルが必要。そのためには実際的な研修が必要である。
- ・虐待行為は密室で生まれる。第3者が介在する必要がある。
- ・権利侵害は、軽度のものから連続的に悲劇的なものとなっていく、初期の段階で対応することが大切である。そのためには、権利侵害を掘り起こしていく必要がある。
- ・虐待が発生していたら、虐待に対するための権限を持った行政機関と生活に密着した民間の機関が機能分担して対応していく必要がある。

II. 障害者虐待を未然に防止するための取り組み

1. 施設協会の取り組み

- ・施設団体とし虐待の調査、指導、施設の建て直しなどを検討していく必要がある。

2. 千葉県の中核地域生活支援センターについて

- ・センターは民間と行政が協働して行い、24時間365日の相談支援を行っている。虐待事例の緊急対応は、福祉救急隊により、現地にすぐに入ることになっている。

III. 今後の虐待防止のための方策について

1. 障害者虐待の実態調査などについて

- ・虐待の実態を把握する際、事例などを含めて調査する必要がある。

2. 虐待の通告・介入について

- ・虐待が発生している場合、周囲の職員が気づいていることがほとんどである。法律等により通告を義務化する必要があるのではないか。
- ・虐待の通告を受ける機関や利用者を守り、通告者を守る機関が必要。

3. 虐待防止に関する掲示物に関して

- ・意識を促すために虐待防止のポスター等を掲示をするのは有効である。

4. 権利擁護のシステム

- ・虐待を未然に防止するため、専門に苦情を受ける機関や専門家が必要である。

5. 障害者虐待防止法などの法整備について

- ・知的障害者施設では権利侵害は起きやすい。権利侵害を犯しそれに気づき反省する機会がないまま虐待へとエスカレートする。権利侵害が虐待に発展しないために法整備が必要である。
- ・「虐待は絶対に許さない」という理念をうち立てるために、障害者虐待防止法の制定が必要。

障害者自立支援法案に関する国会での議論の状況について (要約)

※詳細は国会議事録をご覧ください。

1. 改正の趣旨関係

- 支援費制度について、創設からわずか2年しか経っていないのに、新たな自立支援制度に変更するのはなぜか。(3/16 参・予算委 小林正夫議員)

支援費制度につきましては、障害者自らが契約により福祉サービスを利用する制度が導入されたこと、障害福祉サービスを実施する市町村が増え、それまでサービスを利用できなかった知的障害者や障害児を中心に多くの方が新たにサービスを利用できるようになったことなど、障害者の地域生活を進める上で重要な役割を果たしているものと評価をしている。

しかしながら、同時に、現在の支援費制度は支援の必要性に応じた客観的な基準がないことなどのため地域における格差が大きいこと、そもそも福祉サービスの整備が後れている精神障害者が対象になっていないことなどの問題点があると認識をしており、今後もサービスの利用者が増加することが見込まれる中で、このままでは制度を維持することが困難になっており、制度を見直しさせていただきたいと思っている。(大臣)

2. 利用者負担関係

- 利用者負担の見直しの基本的考え方如何。(2/23 衆・厚労委 園田康博議員)

一昨年の四月から始まった支援費制度、理念において自己選択と自己決定ということで、非常にすぐれたものであったと思いますが、全国各地でサービスが伸びる一方で、財源の確保が難しく、結果的に財源の問題から必要なサービスが提供できないという事態が懸念されている。これから伸びていくサービスを質、量ともよくしていくという意味で、関係する関係者、これはサービスを利用される御本人も含めて、みんなで分担し合うということが不可欠であろうと考えている。

今度導入しようとする制度は、受けたサービスの量と所得の両者を勘案して御負担をしていただくという制度であり、定率は一割になるが、低所得者の方々、生活保護、市町村民税非課税、そういうの方々についてはきめ細かな限度額を設けるといった低所得者対策もしており、グループホームなどで暮らしている方については、一割負担のサービスが、例えば基礎年金だけの場合には実質的に負担がないような仕組みを導入するとか、かなりきめ細かな配慮をする予定にしている。(部長)

- 利用者負担は本人の所得に着目すべきで、親、兄弟に負担を求めるべきではないのではないか。(2/18 衆・予算委 福島豊議員) (2/23 衆・厚労委 園田康博議員) (2/25 衆・予算委第5分科会 宮下一郎議員) (3/10 参・予算委 紙智子議員) (3/15 参・厚労委 西島英利議員) (3/16 参・予算委 小林正夫議員)

介護保険制度などと同様に生計を一にする世帯全体の負担能力を判定するという提案をしているが、障害者の自立という観点から本人の所得のみをみるべきという強い要望があることは承知しており、このことは十分踏まえていきたい。一方で、民法上の生活保持義務が課されている配偶者について親、兄弟と同一に取り扱うのがよいか、税制面で扶養控除を受けている場合や健康保険制度の被扶養者になっている場合とどう整合させるかといったいろいろなご意見があり、これからご意見を伺いながら、結論を出していきたい。(大臣・部長)

- 福祉工場における就労についても利用者負担を求めるのは、障害者の就労の促進に逆行するものであり、再検討が必要ではないか。(2/18 衆・予算委 福島豊議員)

事業者の負担により利用料を減免することができる仕組みを検討したい。(大臣)

3. 新事業体系関係

- ガイドヘルパーについて、地域生活支援事業の中で給付が適切に確保されるか、当事者の不安の声は強い。政府の見解を求める。(2/23 衆・厚労委 福島豊議員)

地域生活支援事業に位置づけることにより、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施が可能になると考えている。また、地域生活支援事業に位置づけるに当たっては、これまでの経緯等を踏まえ市町村が必ず実施しなければならない事業とするとともに、その費用についても国・都道府県が補助することができる旨の規定を設けることとしており、今後も、必要なサービスが適切に受けられるものと考えている。(副大臣)

- 身体障害者のグループホームを認めるべきではないか (2/25 衆・予算委第5分科会 宮下一郎議員)

関係者の中にも住まいの確保という観点から必要だという人とプライバシーの問題等の理由から好ましくないという人がいる。関係者の意見を聞きつつ十分に検討してまいりたい。(部長)

- 障害者自立支援法案により小規模作業所の位置づけや機能はどう変わるのか。しっかりと制度化されるのか。(3/4 参・予算委 木庭健太郎議員)

従来の小規模作業所、授産施設と言ったものは、今回のこの支援法の体系においては、将来的に企業の雇用につながる支援をしていただく役割、就労していただく機能、それから重度の障害者の皆さんに対しては創作的活動などの機会の提供というものに再編されると考えている。都道府県の策定する障害者福祉計画に基づきながら計画的にこの方向に移行できるようにと考えている。

小規模作業所を利用する皆さん方の、経営のノウハウ等について勉強をしていただくための予算を確保して、スムーズに移行できるようにがんばってまいりたい。(副大臣)

- 小規模作業所は、地域活動支援センターに移行していくものも多いと思うが、運営費が裁量的経費で不安に感じている関係者も多い。どう対応していくのか。(3/4 参・予算委 木庭健太郎議員)

地域活動支援センターの重要性にかんがみて、大変重要な役割を果たしてもらうわけであることから、市町村等が必ず実施しなければならない事業として位置付けるとともに、その費用についても国、都道府県が補助することができる旨の規定を設けることとしている。国としては、地域生活支援事業が適切に実施されるよう、十八年度予算においては、必要な予算の確保に最大限努力をしたいと考えている。(大臣)

4. 精神通院医療関係

- 精神障害者公費負担医療において負担を求めることについて、治療の中断につながるなどの懸念が当事者団体や地方自治体から寄せられている。適切な負担水準の設定と、重度かつ継続の対象となる疾病の範囲について今後十分な検討が必要ではないか。(2/23 衆・厚労委 福島豊議員) (3/10 参・予算委 紙智子議員)

今回の改正では、無理のない負担水準になるよう、所得に応じ毎月の負担上限を設ける予定であり、また、「重度かつ継続」の範囲については広すぎる、狭すぎる双方の意見があることから、実証的な研究結果を踏まえ対象の明確化を図ることとし、概ね2年以内に結論を得たものから随時実施することを予定している。(副大臣)

5. その他

- 障害者給付審査会というものが設けられチェックを受けることになると重度の人のサービスが制約を受けるのではないか。(2/18 衆・予算委 福島豊議員)

支給決定の客観化や透明化を図る必要があるというかねてからのご指摘を踏まえ審査会を設置することとしたが、御懸念のことがないようきちんとしたい。(大臣)

- 将来的には自立支援法は障害の種別や手帳の有無に係わらない普遍的な法律とすべきではないか。(2/23 衆・厚労委 福島豊議員) (2/23 衆・厚労委 園田康博議員) (2/25 衆・予算委第5分科会 宮下一郎議員) (3/15 参・厚労委 朝日俊弘議員)

自立支援法案により、障害の種別に関わらず一元的にサービスを提供する仕組みを構築することにより、とりわけ対策の遅れていた精神障害者の福祉が進むものと考えている。今回の法案は、普遍的な法律への大きな第一歩となるものであり、今後とも、支援を必要とする人がきちんとサービスを利用できる仕組みについて、幅広く検討してまいりたい。(大臣)

- 障害者の所得保障について今後どのように取り組んでいくのか。(2/23 衆・厚労委 福島豊議員) (2/25 衆・予算委第5分科会 宮下一郎議員)

障害者の所得保障としては、福祉と雇用が連携した就労支援に積極的に取り組むことにより、その適性に応じて障害者が働けるようにしていくことを一つの柱として、今後障害者の就労に力を注いでまいりたい。(大臣)

- 介護保険法の改正法案の附則において、今後、対象者の範囲について検討することとされているが、これは障害者にも対象を拡大するというのを念頭に置いているのか。(2/23 衆・厚労委 大村秀章議員) (2/23 衆・厚労委 園田康博議員) (2/25 衆・予算委第5分科会 宮下一郎議員)

附則の検討規定では、障害者について直接言っていないが、検討の具体的な内容に障害者は含まれているものと考えている。(大臣)

- 介護保険法の改正法案の附則で「平成21年度を目途に所要の措置を講ずる」とされているが、具体的にはいつまでに、どの場で結論を出すのか。(4/15 衆・厚労委 馬淵澄夫議員)

時期としては、平成18年度末を考えている。検討の場としては学識経験者や制度の費用負担者をメンバーとする新たな検討の場を設けてこの問題について検討したいと考えている。(大臣)